

熊本県公報

第 1 1 5 1 5 号
平成 19 年 2 月 19 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

| | |
|-----------------------|-----------|
| 告 示 | |
| ○道路の区域変更 | (道路保全課) 1 |
| ○道路の供用開始 | (") 1 |
| ○ " | (") 2 |
| ○熊本都市計画道路の変更 | (都市計画課) 2 |
| ○ " | (") 2 |
| ○ " | (") 3 |
| ○荒尾都市計画道路の変更 | (") 3 |
| ○ " | (") 4 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (森林保全課) 4 |
| ○ " | (") 5 |
| ○ " | (") 5 |
| ○ " | (") 5 |
| ○保安林の指定の解除の予定 | (") 6 |
| ○ " | (") 6 |
| 公 告 | |
| ○換地計画 | (農村整備課) 6 |
| ○一般県道熊本空港線廃道敷の一般競争入札 | (道路保全課) 6 |
| 訓 令 | |
| ○住宅組合法施行細則取扱手続を廃止する訓令 | (住 宅 課) 7 |
| 登 載 依 頼 | |
| ○文化財保護審議会の会議の開催 | (文 化 課) 7 |

告 示

熊本県告示第 138 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|---------------|-----------|----------------------|----|--------------|--------------|------|
| 主要 地方 道 | 熊本高森 線 | 阿蘇郡西原村大字河原 同所 | 前 | 15.0 | 31.9 | 廃道処分 |
| | | | 後 | 21.0 | | |
| | | | 前 | 12.0 | 31.9 | |
| | | | 後 | 12.0 | | |

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 19 日

熊本県告示第 139 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一

般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|--------------|------------|
| 主要地方道 | 菊池赤水線 | 菊池郡大津町大字真木字東野 1477 番 6 地先から 同所 1477 番 6 地先まで | 115.0 | 林道開設 工事 |
| 一般県道 | 辛川鹿本線 | 菊池郡菊陽町大字津久礼字新山 3180 番 37 地先から 同所 3190 番 958 地先まで | 68.0 | 緊道整他 合併 |

2 供用を開始する期日 平成 19 年 2 月 19 日

熊本県告示第 140 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|--------------|-----|
| 主要地方道 | 高森波野線 | 阿蘇市波野大字滝水字滝水久保 314 番 2 地先から 同所 206 番 2 地先まで | 340.0 | 単道改 |

2 供用を開始する期日 平成 19 年 2 月 20 日

熊本県告示第 141 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 都市計画の種類

熊本都市計画道路 3・2・2 号新市街水前寺線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市紺屋今町、山崎町、練兵町、新市街、辛島町、花畑町、手取本町、城東町、上通町、水道町、九品寺一丁目、新屋敷一丁目、九品寺二丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江本町、白山一丁目、大江六丁目、白山二丁目、白山三丁目、国府一丁目、水前寺一丁目、水前寺公園、出水一丁目の各一部

3 縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 142 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 都市計画の種類

- 熊本都市計画道路 3. 3. 7号 熊本駅新外線（熊本駅帯山線）
- 3. 3. 8号 二本木小碓線（二本木新大江線）
- 3. 5. 16号 水前寺駅西水前寺線
- 3. 3. 38号 新市街御船インター線
- 3. 3. 15号 清水竜田線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 熊本市帯山九丁目、月出二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、二本木二丁目、三丁目、世安町、本山町、本荘町、春竹町、琴平本町、琴平一丁目、二丁目、南熊本二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、九品寺五丁目、六丁目、菅原町、岡田町、白山一丁目、二丁目、三丁目、大江二丁目、六丁目、水前寺一丁目、三丁目、新大江一丁目、二丁目、渡鹿一丁目、二丁目、三丁目、七丁目、八丁目、新南部一丁目、黒髪六丁目、七丁目、田迎五丁目、六丁目、出仲間六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、田井島二丁目、山室一丁目、高平一丁目、二丁目、三丁目、清水亀井町、清水本町、清水万石二丁目、三丁目、四丁目、乗越ヶ丘、龍田三丁目、黒髪八丁目、龍田陳内二丁目、三丁目、龍田二丁目、三丁目の各一部
- 3 縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年2月19日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 都市計画の種類
 熊本都市計画道路 3. 4. 32号 清水町万石麻生田線（高平麻生田線）
- 3. 4. 33号 小碓清水楡木線（楡木麻生田線）
- 3. 4. 35号 新外秋津線
- 3. 4. 36号 出水町国府東水前寺線
- 3. 4. 47号 平田田迎線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 熊本市国府一丁目、三丁目、水前寺一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、上水前寺一丁目、山室一丁目、高平一丁目、二丁目、三丁目、清水亀井町、清水本町、清水東町、兔谷一丁目、二丁目、八景水谷二丁目、清水町大字兔谷、麻生田一丁目、楡木一丁目、二丁目、三丁目、龍田四丁目、小峯一丁目、二丁目、三丁目、山ノ神一丁目、榎町、佐土原一丁目、花立一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、江越一丁目、二丁目、平成二丁目、三丁目、萩原町、馬渡一丁目、二丁目、田迎一丁目、二丁目の各一部
- 3 縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年2月19日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 都市計画の種類
 荒尾都市計画道路 3. 2. 1号 荒尾海岸線
- 3. 4. 4号 市屋深瀬線
- 3. 4. 5号 原万田本村線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 荒尾市四ツ山町一丁目、大島町三丁目、四丁目、大字大島字内屋敷、字下町、字南新地、字新町、字外磯、大字宮内出目字北外平、字南外平、大字荒尾字上磯、字下磯、大字増永字北外磯、字南外磯、大字一部字外磯、大字蔵満字外磯、大字牛水字上磯、字中磯、字下磯、大字荒尾字下西田、字犬ヶ坂、字合路、字大間口、大字増永字上申、字木本、字君郷、字実盛、大字川登字辰崩、大字緑ヶ丘一丁目、二丁目、大字荒尾字上川後田、字上府本道、大字下井手字長谷、字鎧田、字山ノ上、字三尾野、字古庄原、字前田、字五反田、大字本井手字五路ヶ辻、字大谷、字下長谷、大字原万田字浦田、字御馬給、字八反田、大字万田字陣内、字西ノ峰、字口ノ坪、字宮野後、字平原、字水町、字境崎、字猪鼻、大平町一丁目、大字宮内出目字久保、字北原、字浦、字浦川、字大門、大字宮内字六町、字本村、字芋尾、字南、大字荒尾字芋尾、字井川浦、字大間口の各一部
- 3 縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年2月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 都市計画の種類

- 荒尾都市計画道路
- | | |
|-----------|---------|
| 3. 3. 2号 | 荒尾駅停車場線 |
| 3. 4. 3号 | 赤田腹赤線 |
| 3. 4. 6号 | 南荒尾向一部線 |
| 3. 4. 7号 | 増永睦合線 |
| 3. 4. 8号 | 牛水万田線 |
| 3. 4. 9号 | 大谷長洲港線 |
| 3. 4. 10号 | 沖須金山線 |
| 3. 5. 11号 | 荒尾平山線 |
| 3. 4. 12号 | 万田本井出線 |
| 3. 5. 14号 | 大島荒尾線 |
| 3. 5. 15号 | 万田三川線 |
| 3. 4. 16号 | 宮内出目大平線 |
| 3. 4. 17号 | 田添馬渡線 |
| 3. 4. 18号 | 中央野原線 |
| 3. 4. 19号 | 中央大谷線 |
| 3. 4. 20号 | 大島西原線 |

2 都市計画の変更に係る土地の区域

荒尾市四ツ山町三丁目、西原町一丁目、二丁目、三丁目、日の出町、大正町一丁目、二丁目、昭和町、大字大島字角田、字北下田、字新町、字松原、大字宮内出目字上西田、字下西田、大字荒尾字上西田、字上磯、字芋尾、字犬ヶ坂、字合路、大字増永字合路、字堀後、字潮見、字浦上、字南磯屋敷、字小藤、字南外磯、大字一部字大園、字杉谷、字門ノ前、字中磯、大字蔵満字松木園、字天神木、字葦塚、字取芋田、大字牛水字東北原、字西北原、字上磯、字北鳥芋田、字南鳥芋田、字北宅地、字中牟田、字下牟田、字西五反田、字南道々、字北道々、字北鳥芋田、字上牟田、大字水野字畑田、字修理田、字縄手、字袴腰、字南大久保、字唐猫、字南天堤、字北天堤、大字菰屋字上吸田、字辻、大字蔵満字東清水、字榎木、大字一部字廻り方、字浦田、字原口、字鴻巣、字海田、大字増永字西長浦、字東長浦、字山浦、字京侍、字君郷、字木本、字上甲、大字荒尾字西貞尾、字東貞尾、字馬渡、字稲葉山、字西大谷、字東大谷、字下府本道、字南足尺、字南障子嶽、字北足尺、東屋形一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、大字宮内字六町、字本村、字稗田、字岩原、字前田、字湯ノ浦、字橋本、字鐘撞、字下井出道、字上井手道、字永尾、大字宮内出目字袴嶽、大字万田字口ノ坪、字宮野後、字中尾、字横枕、字袴嶽、字穴田、大字原万田字松葉、字妙見、字蓮池、字辻、字水ノ千、字袴嶽、字星ヶ谷、字倉懸、大字下井手字前田、字深瀬、字深瀬山、字深瀬前田、字丸山、字助丸、字次郎丸、大字本井手字持丸、字九郎丸、字南平、字深町、字六反田、字持越、字浦頭、字櫛畑、大字平山字皮籠田、字八反田、字聖人原、字浦口、字西浦、大字上井手字柳ノ浦、字上人原、字栗山、大字荒尾字下府本道、字上府本道、大字本井手字五路ヶ路、字山際、字浦頭、字皮籠田、緑ヶ丘五丁目、一丁目、大字川登字馬渡、字辰崩、字新屋敷、字杉谷、字池浦、字北五反田、字五反田、字新谷、字上中栗、字中牟田、字大坪、字破須和、字岩寺、字森下、大字野原字早馬、大字一部字山浦、字上萩、字辻、大字増永字実盛、字洗池、大字金山字山ノ谷、字下鷺巣、字下藤木、字中藤木、字上鷺巣、字上藤木、字道出、字内曲町、大字野原字長谷、字野添、字松ヶ浦、字佐平田、字立山、字宮前、字前田の各一部

3 縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字三ノ川2332の2、字三ノ峯2430、2436の2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三ノ川2332の2・字三ノ峯2436の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 147 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町市ノ俣字荒段口 1156 の 1、1162、字谷口 1190、1192 から 1199 まで、1209、1297、字早見 1332
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 148 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町市ノ俣字源太 3380、3385、字冷水 3488
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 149 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市薄原字境谷 357、359、361、362、363 の 1、363 の 2、364、365、367 の 1、367 の 2、368、370 の 1 から 370 の 11 まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字境谷 370 の 1・370 の 5 から 370 の 7 まで（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 150 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字久米（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（次の図は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 151 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字上ヶ滝 233 の 21 から 233 の 23 まで。
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（次の図は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第 155 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、よな子地区土地改良事業共同施行代表者緒方忠義からよな子地区の換地処分をした旨の届出があった。
平成 19 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 156 号

県有財産を次のとおり売却する。
平成 19 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
熊本市保田窪五丁目 202 番 4、202 番 10
宅地 108.3 平方メートル
最低売却価格 4,873,500 円
- 2 入札日時
平成 19 年 3 月 13 日（火）午前 10 時
- 3 入札場所
熊本県庁行政棟本館 11 階 1101 会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上を納入するものとする。
この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上を契約と同時に納入するものとする。
この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
（1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
（2）破産者で復権を得ないもの
（3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、予め次により入札参加申込書を提出しなければならない

- い。
- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
 - (2) 提出期限 平成19年3月7日(水)午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
 - (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部道路保全課
- 9 入札に参加しようとする者は、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 個人の場合 印鑑証明書
 - (2) 法人の場合 印鑑証明書
 - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
- (1) 契約締結期限 平成19年3月23日(金)
 - (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
 - (3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館11階 熊本県土木部道路保全課
 - (4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ入札するものとする。
 - (5) 問い合わせ先
熊本県土木部道路保全課(電話096-333-2495)

訓 令**熊本県訓令第2号**

住宅組合法施行細則取扱手続を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年2月19日

土 木 部
熊本県知事 潮 谷 義 子

住宅組合法施行細則取扱手続を廃止する訓令
住宅組合法施行細則取扱手続(大正11年熊本県訓令第2号)は、廃止する。

附 則
この訓令は、平成19年2月19日から施行する。

登載依頼**熊本県文化財保護審議会公告第1号**

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

平成19年2月19日

熊本県文化財保護審議会会長 阿蘇品 保夫

- 1 開催日時
平成19年2月22日(木)
午後2時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺6-18-1
熊本県庁新館7階 教育委員会室
- 3 議題
(1) 文化財の県指定等について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6-18-1
熊本県教育庁文化課
(電話096-333-2705)

